

法人ニュース胆江

第24号 平成30年7月



平成29年度 税に関する絵はがきコンクール
東北六県法人会連合会優秀賞・水沢税務署長賞 受賞作品
玉里小学校 6年生 菊池 涼馬さん
(当時)

新入会員を募集中!!

経営に差がつく! 税の知識が身につく!
人脈がひろがる! 社会に貢献する!

法人会は、60年を超える歴史を有し、
全国約80万社が加入する団体です。
随時、新入会員を募集しておりますので、
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
ご紹介お願いいたします。



胆江法人会事務局 (TEL: 24-3141)

詳しくは事務局又は、ホームページで! [胆江法人会](#)



公益社団法人 胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢東町4
TEL 24-3141 FAX 24-3148
URL <http://www.tankou.jp>
Mail info@tankou.jp

第6回通常総会開催される

去る6月14日(木)午後4時20分よりプラザイン水沢において、第6回通常総会が開催されました。水沢税務署近谷署長をはじめとする来賓10名と会員67名が出席しました。

佐藤会長が議長となり議事が進行され、報告事項として、理事会にて決議されている、平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、平成30年度収支予算について報告され、決議事項の平成29年度計算書類について原案通り承認されました。

また、総会に先立ち、盛岡財務事務所佐藤所長による記念講演が行なわれました。

議事終了後には、優良経理担当者表彰が行われ、7名の方が栄えある表彰を受賞されました。

続いて、近谷水沢税務署長、河内県南広域振興局県税部長から祝辞を頂き、総会が終了しました。

引き続き行なわれた懇親会では、小沢奥州市長からの祝辞後に鈴木税理士会水沢支部長による乾杯の音頭で幕が開かれ、法人会ならではの業種をこえての情報交換が熱心に行なわれ、会員同志の親睦交流が一層深められました。

今後とも会員皆様方から、法人会運営についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

優良経理担当者表彰受表彰者

- (一社)岩手県法人会連合会 会長表彰
白金運輸(株) 佐藤 洋子
- (公社)胆江法人会 会長表彰
(株)アイディーエス 高橋 珠岐
(株)アイディーエス 佐藤 昌子
竹成運輸(有) 佐藤さゆり
白金運輸(株) 高橋 明加
白金運輸(株) 児玉美沙紀
(株)江刺カントリー倶楽部 菅原 宏実



青年部会 女性部会

税務セミナーと定時総会を開催

青年部会

5月18日、水沢グラントホテルにおいて、税務セミナー及び第6回定時総会を開催しました。

セミナーは、近谷水沢税務署長より、「税制改正この10年」と題し講話を受けました。

総会では、報告事項として、平成29年度事業報告・収支決算、平成30年度事業計画・収支予算について報告されました。

また、11月2日に行われる、岩手県法人会連合会青年部会の県大会「第23回研修の集い胆江大会」の主管開催について、伊藤聖実行委員長が内容説明と協力依頼を行いました。

その後、近谷水沢税務署長、佐藤胆江法人会会長が祝辞を述べられました。懇親会では、胆江大会のプレアトラクションなどにより盛り上がり、親睦と交流を一層深めました。

胆江大会に向け 青年部会員を大募集中!



女性部会

5月8日、プラザイン水沢において、税務セミナー及び第6回定時総会を開催しました。

セミナーは、講師に近谷水沢税務署長を迎え、「女性目線での税金」と題し講話を受けました。

総会では、報告事項として、平成29年度事業報告・収支決算、平成30年度事業計画・収支予算について報告されました。

その後、近谷水沢税務署長、佐藤胆江法人会会長が祝辞を述べられた後閉会し、和やかに昼食会を行いました。

今年度は、創立25周年を記念しての研修会の開催や、税金教室、講演会、租税教育事業、社会貢献バザー、交流会などを計画しております。



中小企業会計啓発・普及セミナー

『企業の経営力強化を目指す会計』

～税務申告のためだけの決算書ではもったいない！～

中小企業者の皆様が「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」に沿った決算書を作成することの意義、財務情報の経営活動への活用方法等について理解を深めることにより、自社の経営状況を把握し、金融機関からの資金調達力の強化、取引先からの受注拡大等へのきっかけをつかんで頂くことを目的としています。

受講申込受付中！

日時 8月29日（水）
13：30～16：30

場所 プラザイン水沢

講師 八木橋伸泰税理士事務所所長
八木橋 伸 泰 氏

受講料無料 申込は法人会事務局へ



3月9日、社会貢献事業として、第2回法人会寄席「チャリテイ落語会」を開催しました。
地元衣川出身の桂枝太郎師匠が「河童の手」と「幾代餅」を、瀧川鯉昇師匠が「時そば」「二番煎じ」を演じ、迫力のある生の落語を堪能しました。
入場料の一部とゴルフコンペチャリテイ基金等合わせて10万円を、平成28年台風10号で被害を受けた岩泉町の被災者への義援金として、宮古法人会へ寄付しました。

チャリテイ落語会
義援金を岩泉町へ

カメラレポート



女性部会税務セミナー（5/8）



租税教室（6/8水沢南小学校）



総会記念講演会、盛岡財務事務所長（6/14）



優良経理担当者表彰受表彰者（6/14）

平成30年度税制改正

税理士 生沼寛隆

事業承継税制はどう変わったのか？

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中、後継者が未定となっている中小企業の割合も年々高まり、今や日本企業全体の3分の1に達していると言われて

- ②雇用確保要件の弾力化
- ③最大3名までの後継者に対する贈与・相続も対象
- ④経営環境の変化に対応した減免制度の創設
- ⑤納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大、があります。

1. 税制のカバー率が100%へ

一方で、税制面での事業承継支援策である事業承継税制は、過去の改正で要件が緩和されてきたものの依然としてハードルが高く、適用を受ける企業は限られていました。

そこで、より一層制度の利用が進むように、10年間で事業承継税制が大幅に拡充されることになりました。

改正のポイントとしては、平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う場合に、
①税制のカバー率が100%となることで、承継時の負担がゼロ

2. 雇用確保要件の弾力化

従来は、事業承継後5年間の平均で、雇用の80%を維持することが求められていました。そのため、仮に80%を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がある

一方で拡充後は、雇用の80%維持ができなかった場合でも、維持できなかった理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見の記載が必要）を都道府県に提出することで、納税猶予を継続させることができ

ようになります。中小企業にとって雇用の確保は困難な問題である場合が多いため、制度の適用を判断する際の重荷が一つなくなることで、制度の利用がしやすくなります。なお、雇用維持ができた

3. 適用対象者の拡大

従来は、1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続のみ対象となっていました。一方で拡充後は、贈与者は先代経営者に限定されず、また複数の後継者（最大3名）への承継も対象となります。（ただし対象となります

一方で拡充後は事業の継続が困難な一定の理由（※）が生じていれば、5年後以降に自主廃業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることになりました。

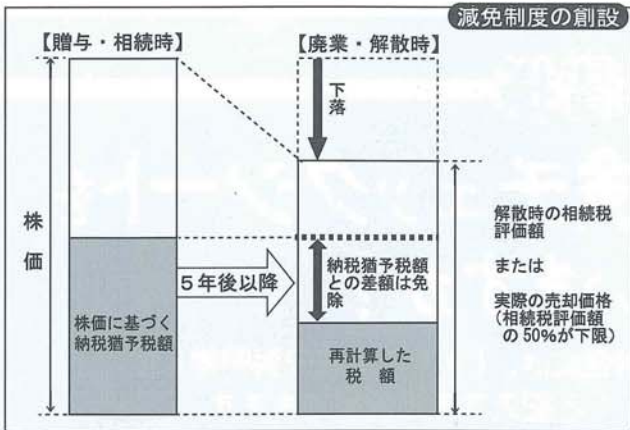
4. 経営環境の変化に対応した減免制度の創設

従来は、後継者が自主廃業や売却を行う際は、たとえ経営環境の変化により株価が下落していた場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税する必要があり、税負担が大きくなってしまいうというデメリットがありました。

一方で拡充後は事業の継続が困難な一定の理由（※）が生じていれば、5年後以降に自主廃業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることになりました。

その結果、





当初の納税猶予税額と再計算に基づく税額との差額が免除されることになります。「予測できない状況の変化により株の価値が下落することもあるのに、納税だけは当初のまま納付しなければいけない」ということは後継者にとっては大きな不安材料でした。

それが今回の改正によりその不安が軽減されるため、制度を利用しやすくなります。(左図参照)

※「事業の継続が困難な一定の理由」の例

一方で拡充後は、事業承継税制の適用を受ける場合は、後継者が贈与者の子や孫でない場合にも、贈与者が60歳以上であれば相続時精算課

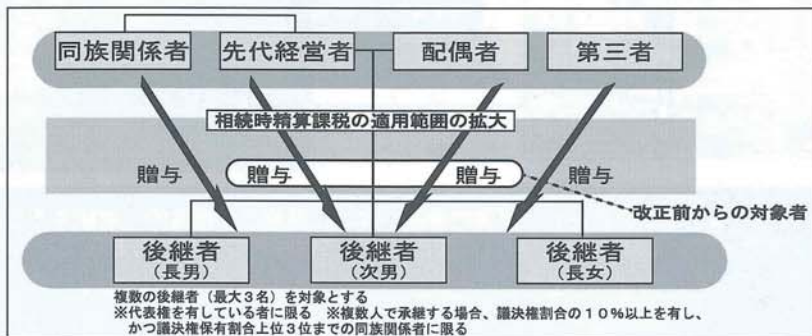
税制の適用を受けることができたが、後継者が贈与者の子や孫でない場合は相続時精算課税制度を適用できないため、将来納税猶予が取り消されたときの税負担リスクがありました。

従来は、相続時精算課税制度は贈与者の子や孫のみが対象となっていました。このため後継者が贈与者の子や孫であれば、納税猶予が取り消されても相続時精算課税制度の適用を受けることができた

5. 納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大

- 直前3年間のうち2年以上が赤字
- 直前3年間のうち2年以上、売上が前年と比較して減少 等

税制度の適用が可能となります。これにより、親族以外の者を後継者とする場合のリスク回避が可能になります。



6. 特例を適用するための計画の提出が必要

最後に、拡充後の納税猶予を受けるための手続の流れは、以下のようになっています。(下図)

また、平成29年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける(あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う)ことはできません。

受けるためには、以下の2点を満たすことが必要です。

- 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を作成し、都道府県へ提出すること
- 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得すること。

なお「特例承継計画」とは、会社の概要や後継者が株式を承継した後5年間の経営計画等を記載する書面で、認定経営革新等支援機関の所見を添付する必要があります。

部分がかなり軽減されています。そのため今後事業承継を考える場合には、この特例制度の適用の有無について一度は検討すべきです。今回の特例制度を上手く活用して、事業承継を成功させましょう。

【贈与税の納税猶予の場合】						
特例承継計画の策定 ・平成35年3月31日まで提出可能	贈与の実行	認定申請 ・贈与の翌年1月15日までに申請 ・特例承継計画を添付	贈与税申告 ・贈与の翌年3月15日までに申告 ・認定書の写しを添付	申告期限後5年間 ・年1回、都道府県へ報告書を提出 ・年1回、税務署へ継続届出書を提出	5年経過後実績報告 ・雇用が5年平均80%を下回った場合は、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認	6年目以降 ・3年に1回、税務署へ継続届出書を提出
【相続税の納税猶予の場合】						
特例承継計画の策定 ・平成35年3月31日まで提出可能	相続の実行	認定申請 ・相続開始後8ヶ月以内に申請 ・特例承継計画を添付	相続税申告 ・相続開始後10ヶ月以内に申告 ・認定書の写しを添付	申告期限後5年間 ・年1回、都道府県へ報告書を提出 ・年1回、税務署へ継続届出書を提出	5年経過後実績報告 ・雇用が5年平均80%を下回った場合は、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認	6年目以降 ・3年に1回、税務署へ継続届出書を提出

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

法人事業概況説明書

8. (5) 社内監査

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無 有 無

(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組みされていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。

- 2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況

(記入例)

17 加入組合等の状況

胆江法人会会員

(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



胆江法人会

電話番号 0197-24-3141

URL <http://www.tankou.jp>

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!



■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は

e-Taxが24時間利用※※メンテナンス時間を除きます。できます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

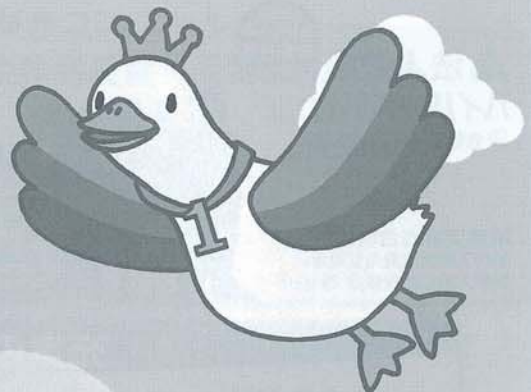
これからの医療の進歩を見据え、 「生きるためのがん保険」を 新しくします。

NEW/

生きるための がん保険 Days 1

NEW/
女性特有のがんにも手厚い
生きるための
がん保険
Days 1

NEW/
あなたの保障を最新化
生きるための
がん保険
Days 1 プラス



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉「生きる」を創る。

Aflac

アフラック 盛岡支社

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

これからも
企業の繁栄を
サポートしつつける
経営者大型総合
保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社

東北支社 岩手南営業所/
岩手県奥州市水沢字大町153番地
(千田善ビル2F) TEL 0197-23-5619

AIG AIG損害保険株式会社

盛岡支店/
岩手県盛岡市本町通3-18-45
(富士火災盛岡ビル7F)
TEL 019-651-0584

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の
しおり 約款を必ずごらんください。



法人会のビジネスガード Business Guard Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

*本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0015

岩手県盛岡市本町通3-18-45 富士火災盛岡ビル7階
TEL. 019-651-0584 FAX. 019-625-3406

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)